

公益社団法人豊川文化協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人豊川文化協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、文化・芸術の振興に関する事業を行い、個性豊かな魅力ある市民文化の創造と伝統文化の承継発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化・芸術に触れる機会を提供する事業
- (2) 文化・芸術に関する知識・技能の習得を目的とした講座及び体験活動を行う事業
- (3) 文化・芸術の振興に関する助成等を行う事業
- (4) 文化の保存・伝承普及を図るため、地域文化に係る調査・資料収集を行い、その情報を市民に提供する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、主に愛知県内において行うものとする。

(その他事業)

第5条 この法人は、前条第1項各号に掲げる事業のほか、その公益目的事業の推進に資するために次の事業を行う。

- (1) 会員、文化団体等相互の連携、協力を図る事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した団体
- (2) 名誉会員 この法人に貢献し、その業績顕著な者として総会の決議により推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を協賛するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納めなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があつたとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 前項の通常総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

3 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があつたとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があつたときは、その請求のあつた日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長又は会長が指名した副会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員 2 名以上が、前項の議事録に記名押印の上、これを保存する。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、総括する。

3 副会長及び専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告をする。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及

び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第 24 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 25 条 役員は、総会の決議により解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第 26 条 役員の報酬は、総会の決議によって別に定める。ただし、常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(役員の責任の免除)

- 第 27 条 この法人は、一般法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、一般法人法第 111 条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）及び監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問)

- 第 28 条 この法人に任意の機関として 4 名以内の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の推举により、総会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に答え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 第 26 条第 2 項の規定は、顧問についても適用する。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 29 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 30 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 各種規則、規程並びに基準の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第 31 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面でもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 14 日以内の日

を理事会の日とする。理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 法令に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、第31条第3項第3号及び第4号に定める場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知をしなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長又は会長が指名した副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、決議に加わることのできる理事全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が欠席したときは、出席した理事及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

第38条 この法人の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及びこれに相当する職にある職員は、理事会の承認を経て会長がこれを任命する。

4 前項以外の職員は、会長が任命する。

5 事務局の組織及び運営等に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産 残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 49 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、法令に定めるほか、理事会の決議により定める。

(個人情報の保護)

第 50 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

第 13 章 補則

(委任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は小野喜明（会長）、業務執行理事は大久保壽美子（副会長）、山田昇（副会長）、堀内一ニ（副会長）、岩瀬生夫（専務理事）とする。
- 3 一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。